

# 特 殊 報

長崎県病虫害防除所長

令和7年度病虫害発生予察 特殊報第1号

- 1 病 害 名            トマト立枯病
- 2 病原菌名            *Fusarium solani-melongenae* (*Haematonectria ipomoeae*)
- 3 発生物物            ミニトマト
- 4 発生確認及び被害状況  
令和6年10月に、県北地域の施設栽培ミニトマト圃場において地際部が褐変し、株が萎凋する株の発生が認められた。地際の褐変部表面には赤橙色の小粒が形成されていた。  
長崎県病虫害防除所において、病徴部から菌を分離し、門司植物防疫所に同定を依頼したところ、菌の形態観察および遺伝子解析から、本県未確認の *Fusarium solani-melongenae* (*Haematonectria ipomoeae*) によるトマト立枯病であることが判明した。
- 5 国内の発生状況  
本病は、平成2年に愛知県で初めて確認され、その後、10県で発生が報告されている。  
なお、九州では宮崎県、佐賀県、福岡県で発生が確認されている。
- 6 病徴および伝染環  
葉の黄化や萎れが発生し、最終的に枯死する。茎の地際部の表面に褐変、ひび割れが見られ、茎内部は黒褐色に変色し、腐敗する（図1、2）。株の地際部や露出根部の表面に赤橙色の小粒（子のう殻）が形成される場合が多い（図3、4）。  
詳しい伝染環は不明であるが罹病残渣に付着している病原菌が伝染源になり、発病後は形成された分生子や子のう胞子の飛散により二次伝染を引き起こすと考えられる。
- 7 防除対策
  - (1) 現在、本病に対する登録農薬はないため、耕種的防除を行う。
  - (2) 定植前に太陽熱利用等による土壌消毒を実施する。
  - (3) 過度なかん水は避けるとともに、圃場内の排水対策を徹底する。
  - (4) 施設内の出入りの際には、靴の履き替えや靴底の消毒など施設内の衛生管理に努める。
  - (5) 発病株は、伝染源となり得るため、直ちに抜き取り袋に密閉後、圃場外に持ち出し適切に処分する。
  - (6) 栽培終了後は、残渣を残さず除去し、施設内の衛生管理に努める。



図1 地際部の褐変



図2 地際茎内部の褐変



図3 地際部表面に形成された子のう殻

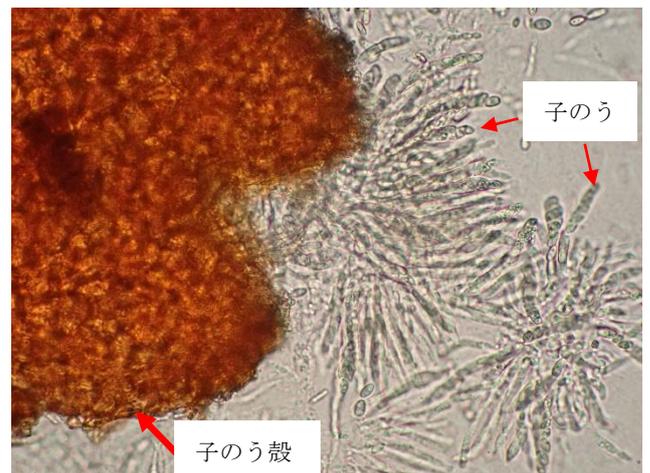


図4 子のう殻と子のう

○6月から8月までの3か月間を「農薬危害防止運動月間」と定め、農薬事故を防止する運動を実施しています。

○長崎県病害虫防除所の発行する情報の入手は、インターネットをご利用ください。  
「長崎県農林技術開発センター 環境研究部門 病害虫発生予察室（長崎県病害虫防除所）ホームページ」アドレス

: <https://www.pref.nagasaki.jp/e-nourin/nougi/JPP/index.html>

○この情報に関するお問い合わせ

長崎県農林技術開発センター 環境研究部門 病害虫発生予察室  
(長崎県病害虫防除所) TEL: 0957-26-0027

